

脱炭素・事業継続力強化に関する取組の一体的支援事業委託業務

公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2 の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

(1) 伴走支援

商工会又は商工会議所（以下「商工団体」という。）から推薦のあった事業者（下表参照）が実施する脱炭素に関する取組及び事業継続力強化に関する取組を一体的に支援すること。また、本支援には、担当商工団体を同行させ、本支援に関する知識・実務経験を蓄積させること。

なお、各取組に関する課題、目標、本業務において求める支援内容、将来目指す姿については、令和8年3月2日(月)に開催予定の事前説明会において説明する。

	事業所 所在市町村	業種	担当商工団体
事業者①	紀の川市	製造業	紀の川市商工会
事業者②	橋本市	製造業	高野口町商工会
事業者③	有田川町	小売業	有田川町商工会
事業者④	印南町	製造業	印南町商工会
事業者⑤	上富田町	製造業	上富田町商工会
事業者⑥	すさみ町	宿泊業	すさみ町商工会、白浜町商工会、日置川町商工会
事業者⑦	串本町	小売業	串本町商工会
事業者⑧	和歌山市	製造業	和歌山商工会議所
事業者⑨	田辺市	宿泊業	田辺商工会議所
事業者⑩	新宮市	宿泊業	新宮商工会議所

【提案】支援体制（人員配置、連絡体制、支援内容、支援手法、支援回数、スケジュール等）を具体的に提案すること。また、支援を実施する人員の資格及び具体的な実績が分かる書類を提出すること。

(2) 事例集

企業概要、取組の背景、取組の視点、取組の方向性、取組の成果・効果（見込み）等をまとめた事例集を作成すること。

なお、事例集については、データ納品（印刷物の納品は不要）とし、和歌山県ホームページへの公開や関係者への共有等により、事業者の脱炭素及び事業継続力強化を一体的に取り組む意欲が高まるものとすること。

【提案】事例集の内容を具体的に提案すること。

(3) 成果報告会

県内事業者及び関係団体を対象とした成果報告会を開催すること。

【提案】内容、講師、手法、場所、時期等成果報告会の具体的な計画を提案すること。

(4) 商工団体の支援能力向上

担当商工団体以外の商工団体についても、脱炭素に関する取組及び事業継続力強化に関する取組の一体的支援能力向上を図るため、アドバイザリー支援や知識習得機会の創出等を実施すること。

【提案】育成カリキュラムの内容（手法、内容、スケジュール等）を具体的に提案すること。

3. 対象となる経費

(1) 伴走支援に要する経費（対応者に係る人件費（賃金、法定福利費）、旅費、印刷費、消耗品費、郵送費、ツール費等）
※商工会等の職員に係る人件費、旅費は除く。

(2) 事例集の作成に係る経費（デザイン費等）

(3) 成果報告会の開催に要する経費（謝金、旅費、印刷費、消耗品費、郵送費、会場費等）

(4) 商工団体の支援能力向上に要する経費（謝金、旅費、印刷費、消耗品費、会場費等）

(5) その他運営に要する経費

4. 留意点

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 支援者が事故等で勤務できなくなった場合においても、同等の人員を配置できる体制を整えること。

(3) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。

(5) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

(1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

(2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(3) 委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。

ア 本業務を遂行できる十分な支援体制となっているか。

イ 事業者の脱炭素及び事業継続力強化を一体的に取り組む意欲が高まる事例集となっているか。

ウ 脱炭素及び事業継続力強化を一体的に取り組む意欲が高まる成果報告会となっているか。

エ 効果的な育成カリキュラムとなっているか。

- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。